

＜住生活基本計画(全国計画)の変更(案)のパブリックコメント版からの主な変更点について＞

資料4

変更箇所	変更点	パブリックコメント版	変更の趣旨
はじめに	<p>・・・以来、同法に基づき策定された住生活基本計画に基づき施策を推進しているが、・・・。</p> <p>さらに、人口規模の大きい団塊の世代等が高齢化し、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係る福祉サービス等の一体的な供給が要請される一方、地球温暖化対策に関連して、住宅の省エネ性能の向上と併せて低炭素社会の実現に向けた住まい方が求められるなど、住生活の充実に向け、ハード面と併せたソフト面での充実が必要とされている。</p> <p>また、住宅市場においては、既に進行している人口減少や近い将来直面する世帯数の減少、厳しい雇用・所得環境を背景に、新築住宅市場が転換期を迎え、他方で、既存住宅流通市場は、住宅の性能等に関する情報不足など、消費者の不安を解消するには不十分な状況にあり、市場の環境整備が喫緊の課題となっている。併せて、住宅困窮者が多様化する中で、住生活の分野において憲法第25条の趣旨が具体化されるよう、公平かつ的確な住宅セーフティネットの確保を図っていくことが求められている。</p> <p>・・・、ハード・ソフト画面の施策による安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、住宅の適正な管理・再生、多様な居住ニーズに応える新築・既存住宅双方の住宅市場の整備、更には市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対して居住の安定を確保する住宅セーフティネットの構築のための施策の充実を図っていくことが必要である。</p>	<p>・・・以来、同法に基づき策定された住生活基本計画に基づき、良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継、良好な居住環境の形成、多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備及び住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保を目指した施策を推進しているが、・・・。</p> <p>さらに、人口規模の大きい団塊の世代等が急速に高齢化し、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加する中で、住生活に関連するサービスに対する需要が高まるとともに、地球温暖化に関連して住宅の低炭素化に対する関心が高まるなど、国民の住生活に対するニーズはより多様かつ高度なものとなっている。</p> <p>また、今後進展する人口・世帯数の減少、厳しい雇用・所得環境を背景に、新築中心の住宅市場は転換期を迎えている一方で、既存住宅流通市場は、消費者の不安感や情報不足等により、国民のニーズに十分に答えられるものとはなっておらず、市場の環境整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>・・・、安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築や、住宅の適正な管理・再生を図る必要がある。また、これらが国民の多様な居住ニーズに応じて適切に実現されるための住宅市場を整備し、併せて、一方で、憲法第25条の趣旨を踏まえた、市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対して居住の安定を確保する住宅セーフティネットの構築を図ることが必要である。</p>	<p>・社会経済情勢の変化や住宅市場の現状に対する認識や課題をより明確化するとともに、住生活を支えるサービスを含めたソフト面の施策の充実等、今後の住宅政策の方向性について明確化。</p> <p>・住生活の分野における憲法第25条の趣旨の具体化について、現行計画の記載ぶりに即して記載。</p> <p>・多様な居住ニーズに応えるため、新築・既存住宅双方の住宅市場を整備する必要性について記載。</p>

変更箇所	変更点	パブリックコメント版	変更の趣旨
第1 3	(2) 市場重視の施策展開  ・・・市場における法令の遵守を徹底し、 <u>モラルの醸成を図りつつ、可能な限り市場機能の活用を図ることを重視した施策を展開する。特に、住宅ストックが世帯数を大きく上回る中で、国民がその負担能力に応じ、無理のない負担でニーズに応じた住まいが確保できるよう、・・・</u>	・・・市場における法令の遵守を徹底した上で、可能な限り市場機能の活用を図ることを重視した施策を展開する。特に、 <u>空家ストックの更なる増加が見込まれる一方、住宅購買力が低下していることから、国民が無理のない負担でニーズに応じた住まいが確保できるよう、・・・</u>	・住宅市場の健全な形成を促進するため、法令の遵守だけでなく、消費者が安心できるためのモラルの醸成が重要。  ・住宅ストックが世帯数を大きく上回っていること、国民が負担能力に応じて住まいを確保できるようにすることを明確化。
	(3) 効果的・効率的な施策展開  本計画に基づく施策の推進に当たっては、 <u>財政支援に依存することなく民間の知恵と資金を最大限に活用することを基本とする。また、厳しい財政事情の中、効果的かつ効率的に施策を推進するため、市場の誘導・補完に関する施策を行うに当たっては、生命、財産に及ぼす影響の大きさ、健康で文化的な生活の確保の必要性などから、国民の住生活の安定を確保するために必要な施策、環境負荷の低減に貢献する等の効果を有する施策等に重点を置いた施策を展開する。</u>	厳しい財政状況の中、効果的かつ効率的に施策を推進するため、 <u>市場環境の整備を重視した施策を展開する。また、市場の誘導・補完に関する施策を行うに当たっては、生命、財産に及ぼす影響の大きさ、健康で文化的な生活の確保の必要性などから、国民の住生活の安定を確保するために必要な施策、環境負荷の低減に貢献する等の効果を有する施策等</u> を展開する。	効果的・効率的な施策展開に当たっては、財政支援に依存することがなく民間の知恵と資金を最大限活用することを明確化。
	(4) 豊かな住生活を実現するための他分野との連携による総合的な施策展開  ・・・住生活を豊かなものとするため、 <u>居住ニーズを踏まえたソフト面の施策の充実が一層求められている中、安全と安心をもたらす地域の防災分野・・・密接な連携を一層進める・・・</u>	・・・住生活を豊かなものとするため、 <u>安全と安心をもたらす地域の防災分野・・・密接な連携を進める・・・</u>	高齢者向けサービスの提供や子育て世帯が安心して子どもを産み育てることができるサービス環境の整備等、居住ニーズを踏まえたソフト面の施策の充実について明確化。
第2 目標1	住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の住宅の品質又は性能の維持及び向上と安全・安心で豊かさを実感できる居住環境の整備を進めるとともに、 <u>住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の実現を図る。これにより、安全・安心で、かつ、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、住民が誇りと愛着を持つことができる、豊かな住生活を支える生活環境の構築を目指す。</u>	住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の住宅の品質又は性能並びに安全・安心、 <u>美しさ・豊かさその他の地域における居住環境の維持及び向上を図るとともに、住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の実現を図る。これにより、安全・安心で、かつ、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、住民が誇りと愛着を持つことが可能となるような、豊かな住生活を支える生活環境の構築を目指す。</u>	分かりやすい表現に修正。

変更箇所	変更点	パブリックコメント版	変更の趣旨
② 住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備	<p>・・・住生活の安心を支えるサービスが地域において提供され、こうしたサービスをニーズに応じて受け取ることができるための環境の整備を図る。</p>	<p>・・・住生活の安心を支える多様なサービスが地域において提供されるための環境の整備を図る。</p>	<p>医療・介護等のサービスについて、提供されるだけでなく、その受け入れが可能な住宅の構造等についても考慮する旨記載。</p>
	<p>・高齢者人口に対する高齢者向けの住宅の割合 【0.9%（平17）→3～5%（平32）】</p>	<p>・高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合 【0.9%（平17）→3～5%（平32）】</p>	<p>本文と表現の平仄をとって「住宅」に修正。</p>
	<p>○ <u>ライフステージに応じた住み替えの促進を図るため、住み替え時の金銭負担の軽減等を図るリバースモーゲージの普及の促進等を行う。</u></p>	<p>○・・・また、住み替え時の金銭負担の軽減等を図るリバースモーゲージの普及を促進する。</p>	<p>・住み替えに当たってのリバースモーゲージの活用を明確化。</p> <p>・住み替え時の金銭負担の軽減等を図る上で、リバースモーゲージ以外の促進策も検討する必要があるため。</p>
	<p>○ <u>公的賃貸住宅の計画的な建替え、ニュータウン再生の支援等を通じて、高齢者をはじめとする居住者の生活の利便性の向上を図る。</u></p>	<p>○ <u>高齢者等の生活の利便性の向上等のため、都心居住・街なか居住等を促進する。また、公的賃貸住宅の計画的な建替え、ニュータウン再生の支援等を行う。</u></p>	<p>「都心居住・街なか居住」の記載箇所の変更（→④）に伴う修正。</p>
③ 低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案	<p>家庭部門のCO2削減を図るため、住宅の省エネルギー性能の向上とエネルギーの使用の合理化を進めるとともに、低炭素社会の実現に向けた住まいと住まい方の普及・啓発、地域材の利用の促進等を行う。</p>	<p>家庭部門のCO2削減を図るため、住宅のエネルギーの使用の合理化、低炭素社会に向けた住まいと住まい方の普及・啓発、地域材の利用の促進等を行う。</p>	<p>分かりやすい表現に修正。</p>

変更箇所	変更点	パブリックコメント版	変更の趣旨
	<p>【環境問題への対応】</p> <p>・エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準（平成11年基準）達成率 【42%(注)→100%（平32）】</p> <p>（注）平成22年4月から9月までの数値。</p>	<p>【環境問題への対応】</p> <p>・一定の省エネルギー対策（注1）を講じた住宅ストックの比率 【21%(平20)→50%（平32）】</p> <p>・新築住宅の省エネルギー対策に関する指標</p> <p>1)建設住宅性能評価書を取得した新築住宅（戸建）における省エネ基準（平成11年基準）達成率 【62%(平20)→100%（平32）】</p> <p>2)エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準（平成11年基準）達成率 【42%(注2)→100%（平32）】</p> <p>（注1）一定の省エネルギー対策：全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用すること （注2）平成22年4月から9月までの数値。</p>	<p>住宅の省エネ化を図る指標について整理し、省エネ法に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準に一本化。</p>
	<p>○ <u>住宅ストックのおおむね半数について二重サッシ等の省エネルギー対策を講じることを見据えて、地域性や住宅の構造等を考慮した新築住宅の省エネ基準への適合義務化や誘導水準の導入、既存住宅の省エネリフォームの促進を図る。</u></p>	<p>○ <u>新築住宅の省エネ基準への適合義務化や誘導水準の導入、既存住宅の省エネリフォームに対する支援等を行う。</u></p>	<p>住宅ストックの概ね半数について二重サッシ等の省エネ対策を講じることを見据えることを明確化するとともに、新築住宅の省エネ基準への適合義務化に際しては過度な負担とならないよう地域性や住宅の構造等も考慮することを明確化。</p>
	<p>○ <u>住宅の省エネルギー性能等のラベリング等による「見える化」の促進、・・・。</u></p>	<p>○ <u>住宅の省エネルギー性能等の「見える化」の促進、・・・。</u></p>	<p>「見える化」の具体的内容を記載。</p>
	<p>○ <u>既存住宅の省エネルギー性能の向上のためのリフォーム等を行う地域の工務店等による技術の習得、・・・</u></p>	<p>○ <u>中小住宅生産者等による住宅のエネルギーの使用の合理化に関する技術の習得、・・・</u></p>	<p>分かりやすい表現に修正。</p>

変更箇所	変更点	パブリックコメント版	変更の趣旨
	<p>○ ……住宅生産技術の開発及び普及の促進や消費者等に対する地域材の活用に関する普及啓発等により、住宅の新築及びリフォーム等の際の地域材利用を促進する。</p>	<p>○ ……住宅生産技術の開発及び普及の促進等により、住宅の新築及びリフォームの際の地域材利用を促進する。</p>	<p>・地域材の活用にあたっては、供給側の施策の充実だけでなく消費者側の普及啓発も重要であるため。</p>
<p>④ 移動・利用の円滑化と美しい街並み・景観の形成</p>	<p>「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。併せて、<u>将来にわたる持続可能なバランスのとれたコミュニティの維持、形成等を促進する。</u></p>	<p>「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、住宅及び住宅市街地における高齢者、<u>障害者をはじめとする多様な者の移動上・利用上の利便性の向上を図るとともに、</u>住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。</p>	<p>・現計画に記載する持続可能なバランスのとれたコミュニティの維持、形成の促進について引き続き記載。</p>
	<p>[良好な景観の形成] ・<u>良好な景観の形成に関する指標</u>（…）</p>	<p>[良好な景観の形成] ・<u>景観計画に基づき取組を進める地域の数に関する指標</u>（…）</p>	<p>社会資本整備重点計画の指標が変更された場合に引き続き同種の指標を引用するための表現修正。</p>
	<p>○ <u>高齢者等の利便性の向上の観点</u>を踏まえつつ、<u>都心居住や街なか居住、中心市街地の活性化等</u>を促進する。</p>	<p>○ <u>高齢者等の生活の利便性の向上等のため</u>、<u>都心居住・街なか居住等</u>を促進する。</p>	<p>中心市街地の活性化を促進することを明確化。</p>
<p>第2 目標2</p>	<p>住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する<u>建設後相当年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより</u>、<u>将来世代に向けたストックの承継を目指す。</u></p>	<p>住宅、特に増加する<u>老朽化した分譲マンション等の適正な管理及び再生を通じて</u>、<u>将来世代に向けたストックの承継を目指す。</u></p>	<p>住宅ストックの適正な管理の促進を明確化するとともに、<u>分かりやすい表現に修正。</u></p>

変更箇所		変更点	パブリックコメント版	変更の趣旨
		○ 戸建住宅を含む住宅ストックについて、維持管理に関する情報の蓄積及び計画的な維持管理方法に関するガイドラインの普及等による居住者による管理体制の充実等、適切な維持管理やリフォームが行われるための環境整備を行う。	○ 住宅ストックについて、維持管理に関する情報の蓄積及び計画的な維持管理方法の普及の促進、居住者による管理体制の充実など、適切な維持管理やリフォームが行われるための環境整備を行う。	戸建住宅を含むことを明確化するとともに、計画的な維持管理方法に関するガイドラインの普及が必要であることを明確化。
		○ 分譲マンションについて、規模や居住形態等に依りて適正に管理を行うための枠組みづくりや相談体制の整備等を行うとともに、エレベーター等の安全管理を含む適切な長期修繕計画の策定及び修繕積立金額の設定等により適切な維持修繕を促進する。また、今後増加する老朽化した分譲マンションの再生を促進するため、改修・建替えに当たっての支援や課題の解決を図る。	○ 分譲マンションについて、エレベーター等の安全管理を含む適切な長期修繕計画の策定及び修繕積立金額の設定の促進や、多様な分譲マンションの形態に応じて適正に管理を行うための枠組みづくりの推進、相談体制の整備の促進等を行う。また、今後増加する老朽化した分譲マンションの再生を促進するため、改修・建替えに当たっての支援や課題の解決等を行う。	多様な居住形態の内容等について分かりやすい表現に修正。
		○ 民間賃貸住宅について、合理的かつ適正な維持管理を促進するための仕組みづくりを進めるとともに、民間賃貸住宅の活用を図るためのリフォームの促進等を図る。	○ 民間賃貸住宅について、合理的かつ適正な維持管理を促進するための仕組みづくりを進める。	民間賃貸住宅の維持管理の仕組みの活用を図るためのリフォームの促進等を明確化。
第2 目標3	① 既存住宅が円滑に活用される市場の整備	既存住宅流通市場及びリフォーム市場に関する情報不足等による消費者の不安を解消し、併せて、合理的な価格査定を促進すること等により、既存住宅の活用を図る。	既存住宅流通市場及びリフォーム市場に関する消費者の不安感や情報不足の解消、合理的な価格査定を促進すること等により、既存住宅の活用を促進を図る。	分かりやすい表現に修正
		(削除)	・取引時に瑕疵担保責任保険に加入した既存住宅の全流通戸数に占める割合 【0.5% (注) →30% (平32)】	既存住宅の取引に係る指標については、流通シェアという別の目標があり、瑕疵担保責任保険はその目標を達成するための手段であることから削除。

変更箇所	変更点	パブリックコメント版	変更の趣旨
	<p>○ 既存住宅の取引に際し、住宅の品質、性能等に関する情報や住宅関連事業者等に関する情報をインターネット等の活用を含め適切に取得できるようにするとともに、市場における住宅取引のルールの徹底を図る。また、既存住宅の購入又はリフォームをしようとする者等が専門的・中立的な立場から助言を受けられるための環境整備を行う。</p>	<p>○ 既存住宅の取引時における、住宅関連事業者による住宅の品質、性能等に関するインターネット等の利用を含めた情報提供や住宅関連事業者等に関するわかりやすく適切な情報提供を促進する。また、住宅購入者等が専門的・中立的な立場から助言を受けられるための環境整備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅の取引に当たったのルールの徹底を記載。</li> <li>・リフォームをしようとする者が専門的・中立的な立場から助言を受けられるための環境整備を行うことについて明確化。</li> </ul>
	<p>○ 取引時やリフォーム時における建物検査（インスペクション）と一体となった瑕疵担保責任保険の活用や住宅履歴情報の蓄積を促進するなど消費者の不安等の解消を図るための環境整備を行う。また、増改築を行う既存住宅を長期優良住宅として認定するために必要な評価手法等を整備する。</p>	<p>○ 取引時やリフォーム時における建物検査（インスペクション）と一体となった瑕疵担保責任保険の活用や住宅履歴情報の蓄積を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の意義を明確化。</li> <li>・既存住宅を長期優良住宅として認定するために必要な評価手法等の整備について記載。</li> </ul>
	<p>○ ……地方定住の促進に資する郊外・田園居住や二地域居住等の実現に向けた情報提供等を促進する。</p>	<p>○ ……郊外・田園居住や二地域居住等の実現に向けた情報提供等を促進する。</p>	<p>地方部の課題である地方定住との関連について記載。</p>
	<p>○ 消費者によるリフォームを行う事業者の選択を支援するための情報提供の促進や多様な業種が参画する市場環境の整備等を行う。また、リフォーム技術の開発・向上の促進、構造躯体（スケルトン）を活かした内装、設備、間取り（インフィル）等のリフォームによる住宅の質の向上に関する普及啓発や、老朽化した共同住宅に係る検査・改修技術等の開発・向上及び普及等を行う。</p>	<p>○ リフォームを行う事業者に関する情報提供の促進や多様な業種が参画する市場環境の整備等を行う。また、リフォーム技術の開発・向上の促進、内装、設備、間取り等（インフィル）のリフォームに関する普及啓発等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォームにより住宅の質が向上することについての普及啓発について記載。</li> <li>・老朽化した共同住宅の再生に当たったの検査・改修技術等の開発・向上及び普及について記載。</li> <li>・その他分かりやすい表現に修正。</li> </ul>

変更箇所	変更点	パブリックコメント版	変更の趣旨
② 将来にわたり活用される良質なストックの形成	<p>○ <u>耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される長期優良住宅について支援、認定制度及び基準の合理化等により普及の促進を図るとともに、住宅性能表示制度に係る手続の合理化、住宅を適切に維持管理し長く大切に使う意識の醸成等を行い、将来世代を見越した良質な住宅ストックの形成を促進する。</u></p>	<p>○ <u>住宅性能表示制度に係る手続の合理化、長期優良住宅に係る支援並びに認定制度及び基準の合理化等による供給の促進、住宅を適切に維持管理し長く大切に使う意識の醸成等により、将来世代を見越した良質な住宅ストックの形成を促進する。</u></p>	<p>長期優良住宅の性格について分かりやすい内容に修正。</p>
	<p>(削除)</p>	<p>○ <u>住宅の瑕疵担保責任保険制度に関する普及啓発を行う。</u></p>	<p>既に新築住宅の請負人又は売主に対しては保険への加入又は保証金の供託が義務づけられ、周知も図られていることから、「基本的な施策」に位置づける必要性は低いため削除。(任意の制度である既存住宅及びリフォームに係る瑕疵担保責任保険の活用等については記載)</p>
	<p>○ <u>地域の気候・風土、歴史、文化等に応じた良質な住宅の供給を促進する。また、木造住宅に対する国民の高いニーズを踏まえ、木材が安定的に供給されるための加工・流通体制の整備等を推進するとともに、木造住宅の設計者、技能者等の育成、部材・工法等の技術開発、伝統的な技術の継承・発展、生産体制の整備により、・・・</u></p>	<p>○ <u>地域の気候・風土、歴史、文化等に応じた良質な住宅の供給を促進する。</u> ○ <u>木造住宅に対する国民の高いニーズを踏まえ、木材が安定的に供給されるための加工・流通体制の整備等を推進する。また、木造住宅の設計・施工に関する人材の育成、部材・工法等の技術開発、伝統的な技術の承継・発展、生産体制の整備により、・・・</u></p>	<p>分かりやすい表現に修正。</p>
③ 多様な居住ニーズに応じた住宅の確保の促進と需給の不適合の解消	<p>国民が無理のない負担で居住ニーズに応じた住宅を確保することを促進するとともに、子育て世帯等の住み替えの促進や既存ストックの有効活用等による需給の不適合の解消により居住水準の向上を図る。</p>	<p>国民が無理のない負担で居住ニーズに応じた住宅を確保することを促進するとともに、子育て世帯等の住み替えの促進や増加する空家の有効活用等により需給の不適合の解消を図る。</p>	<p>既存ストックの有効活用等による需給の不適合の解消により居住水準の向上を図ることについて明確化。</p>

変更箇所	変更点	パブリックコメント版	変更の趣旨
	<p>○ 既存ストックを活用しつつ、高齢者等向けの賃貸住宅の供給や三世代同居・近居への支援を行う。</p>	<p>○ 既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保されない高齢者等向けの賃貸住宅の供給や三世代同居・近居への支援を行う。</p>	<p>公的な賃貸住宅の供給の他、市場において高齢者等向けの賃貸住宅の供給が促進される必要性を踏まえ修正。</p>
<p>第2 目標4</p>	<p><u>低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、ホームレス等の住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）が・・・公営住宅等公的賃貸住宅・・・民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指す。</u></p>	<p>低額所得者、被災者、高齢者等の住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）が・・・公的賃貸住宅・・・民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指す。</p>	<p>・住宅確保要配慮者に関する例示について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び現行の住生活基本計画（全国計画）の記載との平仄をとるため修正。</p> <p>・住宅セーフティネットの構築は、公営住宅等公的賃貸住宅のみならず民間賃貸住宅も活用し重層的かつ柔軟に取り組むという趣旨を明確化。</p> <p>・その他分かりやすい表現に修正。</p>
	<p>○・・・公営住宅の家賃制度等について適切に見直しを行うなど施策の推進を図る。</p>	<p>○・・・家賃制度等について適切に見直しを行う。</p>	
	<p>○ <u>住宅確保要配慮者がそれぞれの入居者の特性に応じて、適切な住宅を確保できるよう、公的賃貸住宅の供給を促進するとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、賃貸住宅管理業者、居住支援を行う団体等から構成される居住支援協議会に対する支援を行い、民間賃貸住宅に関する情報の提供や必要な相談体制の整備等</u>を図る。</p>	<p>○ 住宅確保要配慮者がそれぞれの入居者の特性に応じて、適切な住宅を確保できるよう公的賃貸住宅の供給を促進する。</p> <p>○ <u>住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、賃貸住宅管理業者、居住支援を行う団体等から構成される居住支援協議会について、情報提供、助言、相談等の入居の円滑化の支援に関する活動の促進や、その設立の支援を行う。</u></p> <p>○ <u>住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、公的賃貸住宅ストックの有効活用を図るほか、入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報の提供や、居住の安定を図るための規制の整備、相談体制の整備等</u>を図る。</p>	

変更箇所		変更点	パブリックコメント版	変更の趣旨
第2		<p>を定める。また、公営住宅の供給については、別紙5の公営住宅の供給の目標量の設定の考え方に基づき、都道府県が定める住生活基本計画（以下「都道府県計画」という。）において目標量を定め、計画的な実施を図る。</p>	<p>○ 都道府県が定める住生活基本計画（以下「都道府県計画」という。）において、当該都道府県の公営住宅の供給の目標量を定める際の指針として、別紙5の公営住宅の供給の目標量の設定の考え方を定める。</p>	<p>現行の住生活基本計画（全国計画）における記載との平仄をとるため修正。</p>
第3	1 基本的な考え方	<p>・・・地域毎の需要を見極め、郊外部の農地・山林等の新規開発による供給から、既に整備された公共施設を有効に活用しつつ既成市街地内における改修・建替え等の推進や・・・</p>	<p>・・・地域毎の需要を見極め、農地・山林等の新規開発による供給から、既成市街地内における改修・建替え等の推進や・・・</p>	<p>郊外部及び既存公共施設に関する施策の方針を明確化。</p>
第4	1 住生活に関わるすべての主体の連携及び協力	<p>また、住宅市場を通じた豊かな住生活の実現に向けて、時代のニーズを踏まえた地域の工務店等のリフォーム技術の向上や、・・・</p>	<p>また、住宅市場を通じた豊かな住生活の実現に向けて、時代のニーズを踏まえた中小住宅生産者等のリフォーム技術の向上や、・・・</p>	<p>分かりやすい表現に修正。</p>
	3 統計調査の充実等	<p>本計画に基づく施策を推進するとともに、その効果を的確に分析・評価し、新たな施策の企画・立案に反映させるため、・・・</p>	<p>本計画に基づく施策を推進するとともに、その効果を的確に分析・評価するため、・・・</p>	<p>PDCAサイクルによる施策の推進について明確化。</p>
		<p>さらに、高齢化やライフスタイルの多様化に伴い居住形態が多様化していることや空家が増加していることを踏まえ、・・・ハウスシェアリングやグループ居住等、単身の高齢者、若年者等が一つの住宅に共同で居住する新たな居住形態や空家の実態についても、その現状の把握に努める。</p>	<p>さらに、高齢化やライフスタイルの多様化に伴い居住形態が多様化していることを踏まえ、・・・ハウスシェアリングやグループ居住等、単身の高齢者、若年者等が一つの住宅に共同で居住する新たな居住形態についても、その現状の把握に努める。</p>	<p>空家ストックの増加を踏まえた現状把握について記載。</p>
別紙2	2 居住環境水準の指標	<p>・・・、居住環境水準の項目ごとに、次のとおり例示する。なお、地方公共団体は、地域の実情を踏まえ独自の指標を定めることができる。</p>	<p>・・・、居住環境水準の項目ごとに、次のとおり例示する。</p>	<p>地方公共団体において、地域の実情を踏まえ独自の指標を定めることができることを明確化。</p>